

# 「貸金業制度に関するプロジェクトチーム」公開ヒアリング（1月14日）に関して

東洋経済新報社

浪川 攻

## 【結論】

- ・今年6月に予定されている貸金業法の完全施行、なかでも総量規制の導入は3年程度の延期措置が望ましい。
- ・延期中に、金利規制、カウンセリング体制、貸金業者の経営体制などを全般的に再検討する必要性がある。
- ・監督官庁の「掛け声」によらずとも、貸金業界と法曹関係者、消費者保護団体等が常時、個人向け与信市場に関して話し合いができる環境、枠組みを検討できないか。

## 【視点】

### 1. 経済・金融環境の激変について

- ・なかでもリーマンショック後の信用収縮・企業間信用の悪化は壮絶

### 2. 中小零細企業、個人レベルの信用収縮について（取材ベース）

- ・「つなぎ融資の道が絶たれた」（中小事業者）
- ・「保険解約が相次いでいる」（保険代理店）
- ・「住宅ローン延滞にも影響が…」（中小金融機関）

### 3. 貸金業者激減と非合法化について

- ・中小貸金業者は営業経費率23%超（純資産額強化以前の問題）
- ・非登録貸金業者の実情は「ヤミ化」として、なかなか表面化しない

### 4. 総量規制のインパクトについて

- ・「新規借入不能者が激増→自己破産の反転・増加」への強い懸念
- ・過払利息返還請求の膨張へ→与信業者が消える

## 5. 貸金業法下の「痛し痒し」について

- ・貸金業務取扱主任制度の導入  
～「試験実施→有資格者42000人」だけども…

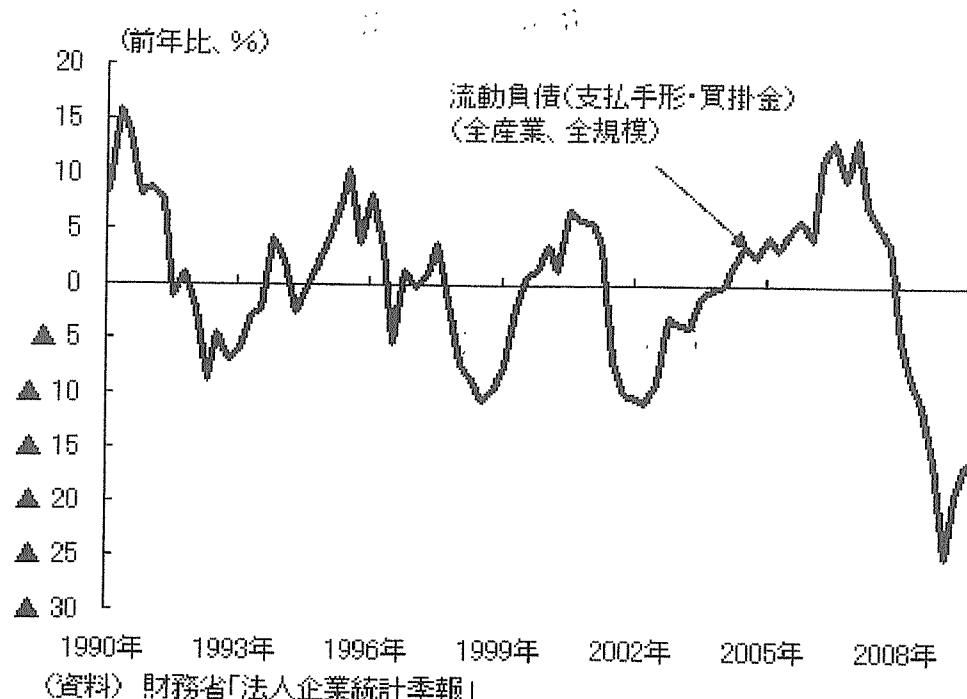
- ・「借りやすさ」の是正  
～貸金業者の大幅リストラ→「有人」店舗、から「無人」店舗  
最高のカウンセリングは与信窓口なのに…

## 6. 「銀行の子会社があればよい」「銀行がやればいい」という主張の楽観性

- ・独立系が行き詰るとき、銀行系は大丈夫か
- ・銀行による同業務がむずかしい理由の数々

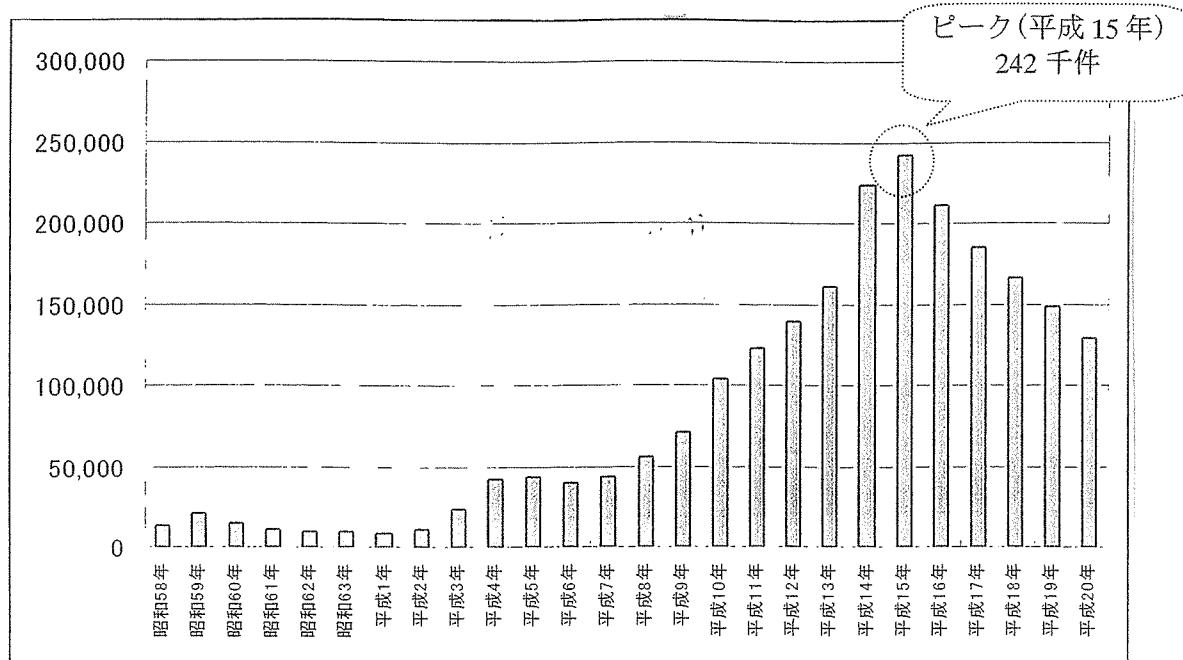
## 企業間信用の推移

財務省「法人企業統計季報」(資本金1千万円以上の法人企業が対象)  
全産業・全規模 支払手形・買掛金残高の前年同期比



(資料) 財務省「法人企業統計季報」

## 自己破産件数の推移



消費者金融大手4社の社員数、店舗数 (単位・人、店、台)

		2004.3	2009.3	計画
アコム	社員数	4238	2756	2089
	店舗数	1699	1566	
	うち、有人	381	118	45
	うち、無人	1318	1448	1200
	契約機	1691	1565	
プロミス	社員数	4599	2769	
	店舗数	1478	1527	
	うち、有人	430	148	
	うち、無人	1048	1379	
	契約機	1440	1558	
武富士	社員数	3311	2324	
	店舗数	1892	1034	
	うち、有人	528	180	100
	うち、無人	1363	853	
	契約機	1892	1034	
アイフル	社員数	3397	2506	1241
	店舗数	1563	914	675
	うち、有人	540	95	28
	うち、無人	1018	819	647
	契約機	1557	918	



11月末、金融庁の会合では貸金業界関係者らの意見聴取。業者側は完全施行の弊害を主張

本誌・浪川攻  
撮影・今井康一

# 貸施行阻上論も浮上 資金法の波紋

完全施行を目前に控え延期を訴える貸金業者。資金繰りに困る中小企業など部分施行の影響も出始めた。

来る年6月に完全施行が予定される貸金業法。2007年の施行以降、段階的に規制強化されており、今年6月には貸金業者の最低純資産額引き上げなども始まった。早くもその影響は貸金業者と借り手に影を落とし始めている。

東京・築地市場で仲買い（卸売り）商を営むAさんが初めて「つなぎ資金」確保のために商工ローンの口座を利用したのは9年ほど前のことだった。「知人の紹介でした。借入金利は二十数%。100万円ほどを短期で借りました」。

もともとは信用組合の融資枠を利⽤していた。ところが、小泉政権下の不良債権処理や金融再編の過程で、それまで依存してきた地元信用組合の合併や事業譲渡が発生。合併

後に誕生した信用組合は以前のような融資枠を提供しなくなつた。

仲買い商は市場での買い付け代金を現金で支払うが、競り落とした青果や鮮魚をその日のうちに料理屋などに納めても、代金を得られるのは2～3ヵ月後。スーパーでも10日後だ。つまり、おカネ（運転資金）の「出」と「入り」にはタイムラグがある。ところが、その間のつなぎ資金に活用していた信組の融資枠がなくなつたことで、経営体力の乏しい仲買い商の廃業が続出。かるうじて事業を続けた仲買い商の多くも、つなぎ資金確保のためノンバンクに駆け込んだ。Aさんもそうだった。

最低純資産引き上げで  
中小貸金業者は窮地に

以後、短期事業ローンを利用して食いつないできたが、そんな“抛り所”的一つであるロブロが今年11月に破綻した。背景にあるのは過払い利息返還請求増大に加えて、2007年12月に施行された貸金業法といふ逆風だ。倒産せずとも、ロブロのような商工ローンや消費者金融業者の貸し出し能力は改正法による規制強化の影響で著しく後退。借り手にとってもおカネを借りられない状況が強まりつつある。

## 貸金業法施行の影響は大きい。施

行後には①借り手の年収3分の1をとどめ、②借り手の年収3分の1をとどめ、③貸金業者の廃業続出?と、④与信審査の厳格化

## 業者の経営悪化・廃業・倒産

### 貸金業法完全施行で経営環境は一層厳しく

07年施行の貸金業法は段階的に規制を強化し、来年6月には完全施行予定。完全施行に伴う金利規制と総量規制によって、信用収縮は一気に進みかねない。

貸金業法施行は段階的に実行され、2007年12月から「段階的実行」、2009年6月から「完全施行」、2010年6月（予定）から「完全施行」。各段階で規制が強化される。規制内容は、財政的基礎要件（最低純資産額2000万円）、総量規制（指定信用情報機関制度の導入、総量規制の導入（総借入残高を年収の1/3以下に制限）、金利規制（過渡期、完全実施（上限金利を29.2%から20%へ引き下げ））。

貸金業法施行の影響は大きい。施行後には①借り手の年収3分の1をとどめ、②借り手の年収3分の1をとどめ、③貸金業者の廃業続出?と、④与信審査の厳格化

管理も数段厳しくせざるをえない。つまり施行によって総量、金利の両面から一気に信用収縮が発生する事態は避けられないといえる。

一方、最低純資産額の引き上げは中小貸金業者を絶えずと廃業に追い込みかねない。

今年6月に最低純資産額が200

0万円に定められた際には、何とか達成した埼玉県のある中小貸金業者は、「5000万円への積み増しは無理。商売をやめることを決めた」と

貸付上限額とする総量規制導入、②貸付金利を利息制限法上限金利（年20%）まで引き下げ、③貸金業者の最低純資産額を5000万円に制限、などが実施される。

総量規制によって、年収の3分の1を超える金額を借り入れている利用者の新規借り入れが困難化する。また、20%超の貸付金利で与信している業者は行政処分を受けることになる。貸付金利を引き下げるにすれば、それに伴って借り手の与信管理も数段厳しくせざるをえない。

つまり施行によって総量、金利の両面から一気に信用収縮が発生する事態は避けられないといえる。

一方、最低純資産額の引き上げは中小貸金業者を絶えずと廃業に追い込みかねない。

今年6月に最低純資産額が200

0万円に定められた際には、何とか達成した埼玉県のある中小貸金業者は、「5000万円への積み増しは無理。商売をやめることを決めた」と率直に語る。千葉県の業者も「貸付金利が23～24%だったら、ギリギリ赤字にはならないが、20%では完全に赤字。それがわかっているうえで3000万円も積み増すことはできない」と、やはり“廃業宣言”だ。となると、冒頭のAさんのような中小企業の資金確保の手段はさらに狭くならざるをえない。

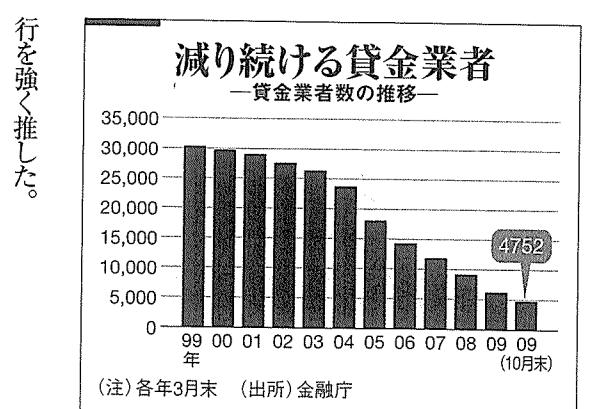
## 金融庁が検討会交わらない不毛な議論

そんな不安が広がりつある11月末。霞が関の金融庁に貸金業界や弁護士会の代表者らが一堂に集つた。

政府が設置した貸金業法の影響を検証する「貸金業制度に関するプロジェクトチーム」（座長・大塚耕平内閣府副大臣）の第1回会議のヒアリングのためだ。

最終施行前の検証作業は同法に規定されていたものの、貸金業界では、これを機に施行延期を期待。一方、弁護士会などは完全施行を唱えていた。

初会合はその通りの展開となつた。貸金業協会と消費者金融協会が、業者の激減やローン市場の縮小などを報告。一方、多重債務者対策に取り組んできた弁護士会や司法書士会連合会は、多重債務者の減少などを挙げた。完全施行を主張、完全施行後のプラス効果を主張、完全施



# 過払い利息返還が激増すでに資金繰り破綻も発生

準大手の某消費者金融会社は最近、グレーボーンの撤廃を踏まえて既存客に対する与信審査を厳格化させた。環境変化に対するいち早い対応だが、同社幹部は「まったくね」とボヤキが止まらない。こんなことが頻発しているからだ。

借り手は与信審査の結果、融資枠がなくなつたことを知らずに、ATMからローン利用しようとする。しかし、おカネは出ない。怒って電話していく。コールセンターではマニュアルどおりに「残念ですが、融資枠をご提供できなくなりました」と説明する。すると、借り手は罵声を浴びせて電話を切る。それから1週間も経過すれば、その借り手から過払い利息返還請求の通知が届く……。

## 利息返還引き当て増加

昨年の9月中間決算時に巨額の利息返還損失引当金を積み増した際、「引当金はキャッシュアウトではない」と、大手消費者金融は強調した。

早晚、引当金の戻し入れ益が発生する」と読んでいたからだ。

しかし、いまや元気を失つてしまつた。下期に入ると、利息返還費用がいよいよ増えてきたからだ。特に前期決算期末月の今年3月には利息返還費用がハネ上がったと言う。このままでは、戻し入れ益は出ても、その前に引当金を再度積み増さざるを得なくなる可能性も否定できない。コスト削減のために実施したりストラクチャー見直しすら、必要になつてくる。

大手クラスが与信を厳格化したのは昨年10月前後だ。しかし、それは総量規制の導入を前提にしたものではない。あくまでも、足元の延滞債権増加に起因した措置であり、冒頭の準大手クラスのような既存客対象ではない。新規貸し出しの与信だけだ。既存客を縮め出したわけではないが、それでも、利息返還費用はハネ上がつた。

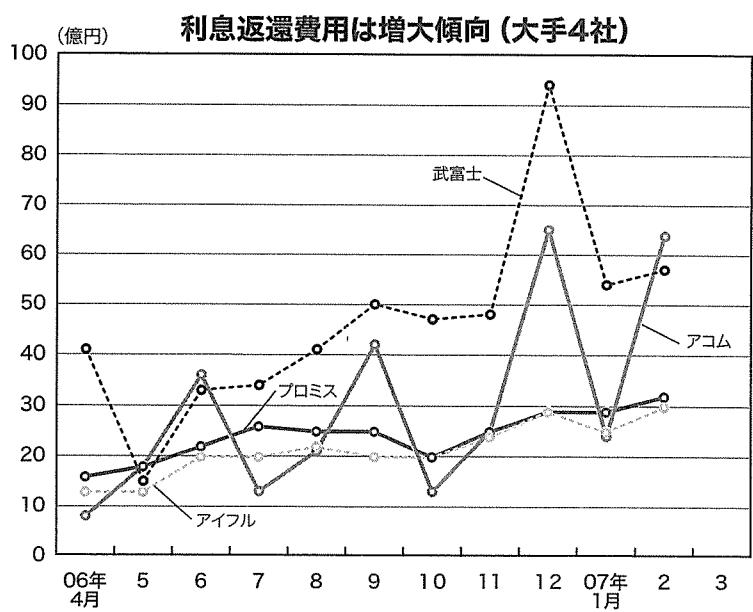
見切りをつけた廃業の動きも出ている。「廃業ならば、まだマシ」というのは中堅某社だ。大阪では、利息返還費用が増大と資金調達先からの資金締め出しのダブルパンチで資金繰り倒産が発生した。恐れていた事態がジワジワと起こり始めている。

「廃業を目指して、貸付債権を譲渡したいが、受け手がない。利息返還リスクがあるので、出現しても買い値は元本の5割程度。それでは、こちらの資金調達債務だけが残つてしまう」

こう説明する中小クラスの社長は進退窮屈たという風情だ。利息返還リスクは資金調達手段も狭め始めた。ABS(資産担保証券)やABL(資産担保ローン)など貸付債権の流動化による資金調達はそ

の端的な例だ。ABSを活用してきた大手は「新規のマスター・トラストの組成は困難になつた」と最近の事情を語る。原債権に過払い返還請求が発生した場合、利息返還義務はオリジネーター(ここでは貸金業者)が負う。しかし、その手続きは厄介だ。したがつて、従来、アレン・ジャーリーを務めてきた外資系証券や信託銀行はそのビジネスを実質的に休業させてしまった。

一部の監査法人がABSに慎重な姿勢を示していることも影響している。本人が亡くなつて以後、遺族



る。債権譲渡特例法によつて、債権譲渡に関する債務者の承諾を省くことは可能でも、一方では貸金業法上の通知義務に問題なしとはしないという判断がそこにはあると言わわれている。いずれにしても、流動化市場は急速に細つてゐる。

ABSの契約には、延滞やデフォルトなど不稼働資産の比率等を設定して、早期償還事由、サービスの交替事由などさまざまなトリガーフィードが設置されるのが通常のパターンだ。それにヒットするリスクも増し

ている。現に、従来、ABSによる調達を行つてきた大手業者は早期償還で解消する動きが出た。「トライアルは返済した」と説明している。

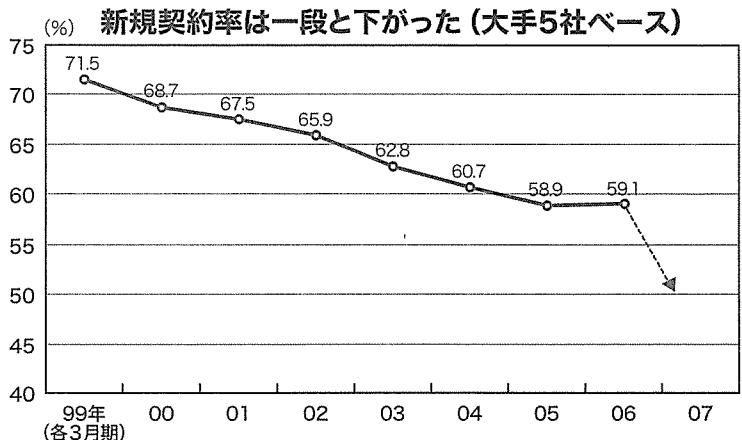
一方、債権を流動化すれば、将来利益の前倒し計上となる利益が発生する。したがつて、流動化がストップすると、利益水準も落ちる。収益力が落ちれば、ほかの資金調達方法でも調達条件が悪化する。この負のスパイラルは避けがたい。

## 締め出される債務者 ヤミ金融市场は拡大

それでも、大手クラスは分厚い自己資本というバッファーがある。したがつて、悪循環に耐える財務体力は備わっている。しかし、中小業者ではそうはいかない。そこで、別の悪循環も起き始めた。

たとえば、目につきだした同業者による廃業の動きについて、ある中小業者の経営者は苦りきつた表情で「実態は表面の廃業よりもさらに悪い」と話している。なかには、廃業したもののは事業を継続しているような業者も存在しているからだ。

「廃業すれば、もはや、事業者ではない。同じように貸していくても、個人同士の貸し借りを裝えば、それ



非合法化現象だ。上限金利引き下げに伴い暴力団などヤミ金融の跋扈という歪みが懸念されていたが、それが現実問題となってきたことを示唆する話だ。この実態が表面化しないのは「借り手はおカネが必要な常連客。貸し手にも借り手にもヤミといふ認識はないから」だと言う。

警察庁の統計などからはヤミ金融拡大という気配は示されていない。

しかし、実態はどうなのか。反社会的勢力によるヤミ金融手法の高度化とともに統計に表れない世界が広がつてゐる傍証はほかにある。

たとえば、別の中小業者も、「登録業者で与信を断られた人がヤミ利用に走つてゐるのでは」という感触を強めている。電話申し込みの顧客から既存利用先を聞いて、全情連で照会すると、全情連に登録していない業者ばかりというケースが最近、少なくないからだと言う。

中小業者から締め出された借り手が、与信基準が中小業者よりも厳しい大手クラスに「ダメ元」で借り入れを申し込むケースも増えていくようだ。もちろん、大手クラスの与信審査のバーをクリアできるわけはない。それを印象づけるのが大手クラスの

は法規制外。したがつて、グレーボーンどころか、100%超の金利で貸している」

新規借り入れによる既存借り入れの返済という繰り回しをやつてゐる債務者にとって、その道が閉ざされれば、過払い利息返還請求を起すしかない。結局、それが冒頭のようにパターン化して繰り広げられてゐるのが多重債務者問題の近況だ。その一方で、廃業後の元事業者による個人貸しが過払い利息返還請求の動きを食い止めている。

国や自治体による多重債務者に対するセーフティネット構築が一向に具体化しない中で、利息返還とヤミ化してしまつた与信がその役割を担うという皮肉な構図がここにはある。しかし、これらもいざれ限界が訪れるにちがいない。

グレーボーン撤廃、総量規制の導入を前提にした与信審査の厳格化に各社が踏み切れば、信用力の低い債務者はクラウドアウトされる。繰り回しのメカニズムは全面的にストップする。過払い利息返還請求がいよいよ増大していく。各社の利息返還額はピークに向かう。資金繰り破綻する業者が続出する」とは目に見え